

利根町教育委員会定例会会議録

令和4年7月26日 午後2時55分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君
委 員	卷 島 久 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	中 村 寛 之 君
指 導 課 長	丹 晴 幸 君
生涯学習課長	桜 井 保 夫 君
生涯学習課長補佐	古 山 栄 一 君
学校教育課長補佐	久 野 俊 秀 君
学校教育課主任	眞 仲 幸 穂 君

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

令和4年7月26日（火曜日）

午後2時55分開会

- 日程第 1 報告第 20 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会委員の委嘱の専決処分について
報告第 21 号 工事請負契約の締結に係る意見の申出の専決処分について
報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和4年6月分）
- 日程第 2 議案第 37 号 令和5年度使用小学校教科用図書の採択について
議案第 38 号 令和5年度使用中学校教科用図書の採択について

議案第 39 号 令和 5 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について

議案第 40 号 令和 5 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について

議案第 41 号 利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定について

日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第 20 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会委員の委嘱の専決処分について

報告第 21 号 工事請負契約の締結に係る意見の申出の専決処分について

報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 6 月分）

日程第 2 議案第 37 号 令和 5 年度使用小学校教科用図書の採択について

議案第 38 号 令和 5 年度使用中学校教科用図書の採択について

議案第 39 号 令和 5 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について

議案第 40 号 令和 5 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について

議案第 41 号 利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定について

日程第 3 その他

午後 2 時 55 分開会

○教育長（海老澤 勤君） 忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、令和 4 年 7 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日御審議いただく議案は、専決処分を含む報告 3 件、議案 5 件、その他 1 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 20 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会委員の委嘱の専決処分についてにつきましては、人事に関する案件のため、また、議案第 37 号から議案第 40 号までの教科用図書の採択につきましては、教科用図書採択の公正確保及び適切な審議環境を整える観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき、非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいま御承認いただきましたので、報告第 20 号及び議案第 37 号から議案第 40 号までを非公開といたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1，報告第 20 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会委員の委嘱の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは，報告第 20 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会委員の委嘱の専決処分についてにつきましては，原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして，報告第 21 号 工事請負契約の締結に係る意見の申出の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 報告第 21 号 工事請負契約の締結に係る意見の申出の専決処分についてご説明いたします。

工事請負契約の締結に係る意見の申出について，利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき，別紙のとおり専決処分を行いましたので，同条第 2 項の規定により報告いたします。

最後のページの 1 と 2 につきましては，生涯学習課管轄でございますので，説明いたします。

まず，1 の令和 4 年度利根町文化センターエレベーター設置工事でございます。

契約内容につきましては，1，工事名，令和 4 年度利根町文化センターエレベーター設置工事。2，工事場所，利根町文化センター。3，契約方法，一般競争入札。4，契約金額，5,500 万円，内，取引に係る消費税及び地方消費税の額，500 万円。5，契約相手方，稲敷郡河内町金江津 5107 番地，細谷建設工業株式会社，代表取締役細谷よしのでございます。

なお，契約の詳細につきましては，参考資料としまして，建設工事請負契約書の写し，入札執行表の写し，工事の概要，配置図を添付してございます。

それでは，工事の概要についてご説明いたします。

当該施設を利用する高齢の方や，荷物を持って 2 階へ移動する方の利便性の向上を図るため，定員 11 人乗りエレベーターを 1 基設置いたします。設置場所は，既存建物の南側に昇降路建物を増設し，エレベーターを設置いたします。

工事期間は令和 5 年 1 月 29 日までです。

エレベーターを設置する工事に伴い，1 階講座室，2 階集会室 B・C については，エレベーターホール及び通路を設ける改修工事を行うため，工事期間中の貸出しは中止といたします。その他の文化センターの業務については，通常業務を行います。

エレベーター設置工事の説明は以上でございます。

続きまして、2の令和4年度利根町図書館空調設備改修工事でございます。

契約内容につきましては、1、工事名、令和4年度利根町図書館空調設備改修工事。2、工事場所、利根町図書館。3、契約方法、一般競争入札。4、契約金額、1億472万円、内、取引に係る消費税及び地方消費税の額、952万円。5、契約相手方、龍ヶ崎市川原代町5847番地7、増川建設株式会社、代表取締役増川剛でございます。

なお、契約の詳細につきましては、参考資料といたしまして、先ほど申し上げた書類を添付してございます。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

図書館は平成8年建築で26年が経過しており、施設の老朽化に伴い、空調設備の改修工事を実施するものです。

工事内容は、各部屋の形状に合わせて、天井吊形露出形室内機、または天井カセット形室内機を合計39台設置いたします。これまでは建物全体の空調設備でございましたが、今回の工事では、各部屋やエリアごとに分けた個別式の空調設備を行います。

また、事務室においては、各箇所の空調機の一括管理が行えるよう、集中管理リモコンや自動制御設備を設置いたします。さらに、既存の空調機のダクトを再使用し、館内の換気ができるよう換気設備工事を行います。

工事期間は令和5年2月8日までです。

工事期間中は、利用者の安全確保の観点から休館いたしますが、文化センターに臨時窓口を設置いたします。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 続けて、学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、学校教育課分の工事請負契約の締結に係る意見の申出の専決処分について、ご説明申し上げます。

まず、臨時議会に提出した議案第49号についてご説明申し上げます。

小学校統合改修工事（エレベーター棟建設工事）についてでございますが、提案理由にありますように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案したものでございます。

契約内容につきましては、1、工事名、3小建工第1号 小学校統合改修工事（エレベーター棟建設工事）。2、工事場所、利根町大字布川4230番地、布川小学校。3、契約方法、一般競争入札。4、契約金額といたしまして7,590万円、内、取引に係る消費税及び地方消費税の額といたしまして690万円となっております。5、契約相手方といたしまして、茨城県龍ヶ崎市4235番地11、櫻井建設工業株式会社、代表取締役櫻井俊一様でございます。

なお、契約の詳細につきましては、参考資料といたしまして、建設工事請負契約書の写し、入札執行表の写し、工事の概要、配置図を添付してございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。

現在の布川小学校に、文部科学省からの学校施設バリアフリー化推進指針により、障害の

ある児童，学校施設を利用する地域の障害者及び高齢者への配慮することの有効性が明記されておりますので，今回，文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の交付を受け，エレベーター棟を建設し，エレベーター及びバリアフリースイレを1階，2階，3階に整備する工事になります。

工期につきましては，令和5年3月10日までとなります。

次に，臨時議会に提出した議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

布川小学校屋内運動場長寿命化改良工事についてでございますが，提案理由にありますように，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条の規定により提案したものでございます。

契約内容につきましては，1，工事名，4小建工第1号 布川小学校屋内運動場長寿命化改良工事。2，工事場所，利根町大字布川4230番地，布川小学校。3，契約方法，一般競争入札。4，契約金額といたしまして1億5,730万円，内，取引に係る消費税及び地方消費税の額といたしまして1,430万円となっております。5，契約相手方といたしまして，茨城県龍ヶ崎市2957番地，常盤建設株式会社，代表取締役佐々木孝夫様でございます。

なお，契約の詳細につきましては，参考資料といたしまして，建設工事請負契約書の写し，入札執行表の写し，工事の概要，配置図を添付してございます。

次に，工事の概要につきましてご説明申し上げます。

こちらは屋内運動場（体育館）の老朽化に伴う大規模改修工事となります。

工事の詳細につきましては，外部（屋根，外壁等），内部（壁，床等）及びトイレの改修，多機能トイレ，スロープ及び空調設備の新設等の工事になります。

工期は令和5年3月10日までになります。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

四つの工事請負契約の締結がございました。一つずつ取り上げていきます。

まず，利根町文化センターエレベーター設置工事。

御意見，御質問などございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして，図書館空調設備改修工事。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして，小学校統合改修工事（エレベーター棟建設工事）。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 最後に，布川小学校屋内運動場長寿命化改良工事。

石井委員。

○委員（石井 豊君） 体育館の件ですけれども、この5年の3月10日までの工事の間、児童たちの運動的なものは、外でやるような形となるという感じですかね。

○教育長（海老澤 勤君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） はい、そのとおりになると思います。

ただ、今日もその打合せ等をしてきたんですけれども、10月にある就学時健康診断、今年も統合の年になるので、各小学校一緒に布川小学校で行うんですけれども、その際は体育館を開けていただくということと、あと、3月1日、こちらが閉校式になりますので、そのときには開けてもらうということで業者側をお願いしてきたところです。

学校として、これはどうしてもというとき、前もって分かれば、そのとき全部の箇所が使えるとは限りませんが、貸してもらうところになっていて、普通の利用に関しては、石井委員のおっしゃるとおり、もう使えなくなるということになります。

以上です。

○委員（石井 豊君） まるまる使えないというわけじゃなくて、工事の部分部分によっては、行事とかある場合には使用可能な場合もあるということですか。

○学校教育課長（中村寛之君） そうです。

○委員（石井 豊君） 分かりました。ありがとうございました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 以前も、利根中学校の体育館の天井の撤去作業だったかな。足場をすごく組んで作業していたときがあったと思うんですが、そういうイメージになるんですか。そういうイメージだと、全く使えないなと思っていたんですが。

○教育長（海老澤 勤君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 大規模改修になりますので、屋根等もやりますので、そういう形になります。ただ、前もって言うておいて、そのときに使える部分だけという形になるので、今、基本的に決まっているのは、さっき言った二つ。そのほかのときにはもう使えない状況になってくるので、どうしても学校で必要というときに、使える状況であれば使わせていただきますけれども、基本的には、もう使えなくなるという考えです。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ここに限らず、今の四つの案件全般に言えることですが、足場をちゃんと組めていなかったり、台風や風で崩れてしまったりとか、そういうところに細心の注意を払ってほしいなとちょっと思ったものですから。

○教育長（海老澤 勤君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 学校のほうで、今回この一般競争入札の二つ、エレベーター棟の改修工事、そして体育館。もう一個、昇降口と、多目的室を一つの部屋を二つに分けるという工事と、今、布川小学校だけで三つ入っているような状況になります。各打合せのときをお願いしてきたんですけれども、子供の安全が第一なので、気をつけて工事に取り組

んでくださいというのは、一番先にお願いしてあります。

○委員（佐藤忠信君） ちょっと安心しました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがですか。

巻島委員。

○委員（巻島 久君） 布川小学校の体育館の件ですけれども、社会体育係のほうで貸出しをしていると思いますので、その団体さんにも連絡とか、その間、違う施設を使ってもらったとか、その辺は全部済んでいるでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） はい。そちらについては、生涯学習課のほうで学校開放業務を担当しておりますので、そちらには、もう8月から使えなくなるというところで全部お話ししてあって、今、巻島委員がおっしゃるようなところを全部説明していただいている状況です。

○委員（巻島 久君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、報告第21号 工事請負契約の締結に係る意見の申出の専決処分についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第22号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和4年6月分）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 報告第22号 利根町教育委員会後援名義の使用承認についての令和4年6月分についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項及び利根町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により報告するもので、1件の申請があり、承認をしたものでございます。

別紙資料をご覧ください。

こちらは、利根町町民絵画展実行委員会から申請があり、利根町絵画展を7月29日から8月4日の期間で、利根町役場イベントホール及び多目的ホールにおいて開催するものです。

目的といたしましては、絵画愛好家、誰でも参加できる作品展として、絵画制作者が作成した作品を展示することにより、芸術文化の振興及び普及を図るためでございます。

対象者といたしましては、利根町在住の絵画制作者が対象となっております。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などありますか。

佐藤委員。

○委員(佐藤忠信君) 毎年、これ、すごくいい作品が出てきて私も楽しみにしていますが、今すごくコロナの感染者の数が結構増えてきていまして、誘導とかそういう工夫というのは、何かされているんでしょうか。

○教育長(海老澤 勤君) 桜井課長。

○生涯学習課長(桜井保夫君) 佐藤委員がおっしゃるように、コロナが日に日に増えてきている状態ですが、一応まだ行動制限のほうは出ていない状態ですので、開催については、普通にやるということでございますけれども、やはり消毒や、空間を余り近づかないようにソーシャルディスタンスを取る等、今までどおりのコロナ対策を徹底した上で実施していただくというようになっております。

○委員(佐藤忠信君) 分かりました。結構、いい作品を見ると、ついつい、すごいねとか会話したくなっちゃうので、そういったところも何か貼り紙みたいな形で対応されると良いのかなと思います。

○生涯学習課長(桜井保夫君) あんまり混み合うようでしたら、入場制限も考えて、ソーシャルディスタンスを崩さないように実行していくということでございます。

○委員(佐藤忠信君) 分かりました。ありがとうございます。

○教育長(海老澤 勤君) ほかにいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長(海老澤 勤君) ないようですので、報告第22号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について(令和4年6月分)につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長(海老澤 勤君) 続きまして、日程第2の審議に入ります前に、議案第37号 令和5年度使用小学校教科用図書の採択(継続採択)についてから議案第40号 令和5年度使用中学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択についてまでは、教科書関係の議案ですので一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長(海老澤 勤君) 異議なしとのことですので、議案第37号から議案第40号までを一括審議といたします。

担当課長に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○教育長(海老澤 勤君) ないようですので、議案第37号 令和5年度使用小学校教科用図書の採択(継続採択)についてから議案第40号 令和5年度使用中学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択についてまでにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 41 号 利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 議案第 41 号につきましては、古山補佐から説明いたします。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） それでは、議案第 41 号 利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定について、ご説明いたします。

先月の 6 月定例に引き続きで申し訳ございませんが、再度ご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

提案理由でございますが、利根町を代表として全国大会等に出場する団体及び個人に対し、利根町スポーツ大会出場奨励金を交付したいので、必要であるため提案するものでございます。

1 枚おめくりください。

第 1 条の趣旨でございますが、町民のスポーツ振興及び生涯スポーツの振興、競技意欲の向上を図るため、この要綱は、提案理由で説明いたしました目的を持つ、利根町を代表として全国大会等に出場する団体及び個人に対し、利根町スポーツ大会出場奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第 2 条は、奨励金交付の対象となる大会について定めております。

第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号では、奨励金交付の対象となる団体及び個人について定めております。

同条の第 2 項第 1 号から第 2 号では、奨励金交付に当たり、交付対象とその場合の内容について、団体及び個人について定めております。

第 4 条では、奨励金の額として、団体及び個人の交付額について定めております。

2 枚目も併せておめくりいただければと思っております。

第 5 条第 1 項から第 3 項まででは、奨励金交付の限度について、団体及び個人について、要件を定めております。

第 6 条第 1 項から第 3 項まで、奨励金交付の交付申請についての団体及び個人が提出する申請書類、申請者について定めております。

第 7 条第 1 項から第 2 項まででは、奨励金交付の決定等についての申請があった際の内容の審査及び交付決定通知書について定めております。

3 枚目も併せておめくりください。

第 8 条では出場報告について、第 9 条では交付決定の取消しについて、第 10 条では奨励金の返還についてを、そして第 11 条では補足について定めております。

4 枚目からは様式関係でございます。様式第 1 号第 6 条関係では交付申請書、次のページをお開きいただき、大会出場者名簿の様式、様式第 2 号では第 7 条関係の交付決定通知書

の様式、様式第3号では第8条関係の大会出場報告書の様式となっております。

前回から、変わったことですが、第3条第2項第1号では、公益財団法人日本中学校体育連盟主催の大会に出場するときは交付しないものとする記載しておりましたが、利根町につきましては、御存じのとおり中学校が1校でありますので、参加した場合は、中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与えるよう、また、競技力向上が図れるよう、今後の活躍を期待するため、利根町スポーツ大会出場奨励金としましては、交付についてはできるだけ幅広く交付したいため、今回の要綱では該当する大会として考えておりますので、この部分を削除しております。第3条第2項第1号、この部分を記載しておりましたが、削除しております。交付する該当大会として考えております。

以上になります。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 第2条で「全国規模の大会」ということで限定されていますので、以前、「等」のような形で国際大会も視野に入れていたと思いますが、もうそれはしないということでもよろしいですか。

○教育長（海老澤 勤君） 古山補佐。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 前例が今のところ利根町ではありませんが、近隣市町村等も参考にしまして、また、対象になる大会として全国大会等ということで挙げられますと、国民体育大会、また、全国高等学校総合体育大会、これは高校野球選手権大会なども含まれると思いますが、また、先ほども話した全国中学校体育大会、あと、町スポーツ協会ですかね。全国組織が主催する大会、また、その内容では、オリンピックなんかも該当してくるということで、対象になると考えております。

○委員（佐藤忠信君） そのときの状況によるということでもよろしいですかね。分かりました。

あと、この様式の1の振込先ですけれども、銀行の振込先になっていますが、郵便局の場合はちょっと形式が違うもので、店番とか、そういったところは特に記載しなくても大丈夫なのかなとちょっと思っていたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） ゆうちょ銀行ですね。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 会計課のほうにも再度確認しますが、この様式で対応できると考えております。

○委員（佐藤忠信君） 実は、うちの職場で支援金を送金するに当たって、前この形式でやっていたんですけれども、郵便局の形式が違ってまして、店番とかそういったものが通帳の記号番号ではなくて、ゆうちょ銀行以外から振り込む用の記号番号というのがまた別にあるもので、そういうのを載せたほうが親切じゃないかなと思いました。これで行けるといふことだったら、全然問題ないと思います。

以上です。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 異議なしということで、議案第41号 利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第3 その他でございますが、利根町運動部活動地域移行について、担当課より説明がございます。指導課のほうでお願いいたします。

○指導課（佐藤敏行君） 指導課の佐藤です。今日はよろしくお願ひします。

以前、教育長から、地域運動部活動の説明をしていただきたいということで伺いましたので、概要と現在の状況について説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

資料のほうで、今日お見せするスライドと、あと、アンケートを行いましたので、その補足資料という形でお手元に配付させていただいております。

まず、国、県の動向についてお話しさせていただきます。

5月、4月の終わり頃でしょうか、新聞やテレビ、ネットニュースで毎日のように、この部活の地域移行のニュースが流れておりました。地域移行が急務、休日の部活指導地域へということで、地域へ、地域へという言葉が出てきておりました。

これは一体どういうことなのかと申し上げますと、まず、部活動についてガイドラインが平成30年の3月、スポーツ庁より出されました。これを受けまして、茨城県のほうでは運営方針が令和元年の7月に出しております。週2日以上、休養日を持ちなさい。中学校は週2日。平日1日、休日1日、これは確実に守らないといけません。高校はちょっと段階が違いますので、週1日でよろしいと。平日は2時間程度、休日は3時間程度の活動ということで。原則、朝練が禁止ということで、総体や新人戦の前、また別の大会の前は、学校での許可を得てやっている場合もございますが、ほとんど朝練のほうは行っておりません。

次に移ります。

そして、今、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革ということで、令和2年の9月からスポーツ庁が出しております。

まず、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現。どうやってやるのかということですが、まず、部活に関しては、教師が担う必要のない業務であるということが打ち出されております。休みの日に、例えば私だったら英語の授業をやらないのと同じで、部活動の指導に携わる必要がないという環境を構築する。ただし、部活が大好きな先生もおります。そういう先生には、そういうことができる仕組み、兼職兼業という仕組みをつくったり、あと、私はやらないという先生がいて生徒が活動できないと困りますので、そちらは地域で受け入れていただいたり、そういうのを整備していこうという流れになっております。ですので、令和5年以降に段階的な移行をということで国のほうは示しております。民間の活用や、先

ほど申しあげました先生が兼職兼業で指導を行うという形で、兼職兼業になった場合は、教員としてではなく別の立場で取り組むということになります。教員ではないという立場でやります。

次に進みます。

ですので、生徒・教師両方の視点で進めていくということです。休日においては、地域の活動として生徒が活動できる環境をつくると。教員は部活動指導に携わる必要のない環境をつくると。指導したい先生は、繰り返しになりますが、兼職兼業で取り組むという形で進んでおります。

こちらに向けまして、スポーツ庁においては、令和3年の10月から6月10日まで、先月まで会を重ねて会議を行ってきました。最初お見せした新聞で、提言書を手渡している写真がありました。

茨城県においても、2月から5月まで5回ほど会議を行いまして、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議を行いまして、こちらも提言案を茨城県のほうに出しております。

簡単にまとめました。地域移行については、国が主導しているビジョンであるということです。令和7年度までに休日の部活動を地域に完全に移行するというので、その後は平日も移行する形になります。本当は令和10年度までだったんですが、一気に加速しまして、令和5年度から7年度までということになりました。

学校とは切り離された活動であり、習い事と同一という扱いです。それに関しまして、月謝の支払いが必要である。指導者は地域人材やスポーツクラブを活用。休日指導を希望する教員は、兼職兼業の人材として扱うということになります。ただし、ここには働き方改革が入っていますので、兼職兼業であるからといって幾らでも指導できるというわけではなくて、そこに残業時間として含まれていくというような扱いになりますので、幾らでもできるというわけではないということはお伝えしておきます。

そして、保護者の方も混乱されているところですが、部活動と入っているので、部活じゃないかと先日の保護者会でもおっしゃっている方がいたんですが、習い事ですので、お金を払って行うものであるということです。休日移行した場合には、参加・不参加は本人の意思です。生徒が主体的に参加することを決定するものであり、強制的な活動ではありません。休んだから、何で来なかったんだとか、そういうことではないということです。参加したい者は申込書を出していただきます。とにかく学校とは別だということになっております。

利根町の取組についてのご説明になります。利根中においても、県のガイドラインに準拠した部活動ということで、週4日、休日は土曜か日曜どちらかの活動ということで活動しております。

学校長においても、「利根中だより」のほうで、5月の時点で地域移行の話題を学校だよりのほうにも載せていただいております。

昨年度から、こちらの前任の関川のほうが利根中のほうで説明をしたり、県の保健体育課の職員と一緒に学校長と話をしたりしながら、今年度開始するという運びになっております。

それが地域運動部活動推進事業ということで、モデル校の指定を受けることになりました。本町においては、地域移行に向けた、ウェルネススポーツ大学さんが身近にありますので、大学、地域と連携した行政が主導となって行う研究という扱いになります。こちらの事業が令和5年の2月4日土曜日までに報告書をまとめて提出することになります。ですので、2月4日まで地域移行でやるんですが、その後の3月は普通の部活動に戻るような感じになると思います。また5年の最初には地域移行に戻ると考えています。

全体像です。利根町運動部活動地域移行検討委員会というのを今こちらで進めていただいております。先日、設置要綱のほうもご覧いただき、ありがとうございました。その中でいろいろ話し合いを進めておりまして、地域の指導者を今確保している段階です。そこから、こちらの名前が仮ですけれども、運営委員会みたいなものに登録してもらって、そこから休日の指導者を地域の指導者として派遣するという流れになります。謝金を払い、報告をしてもらうという流れになります。地域指導者は月2回から3回程度の指導をしてもらいます。

ただ、地域移行の場合は、まだ大会とか練習試合に引率するという、そういう資格とか権利がありませんので、大会や練習試合の場合には、その日はまた学校部活動として学校の顧問の先生が引率するような形になるということで、今、過渡期ですので、そういったことが起こっております。

検討委員会ですが、5月と6月が準備会という形で行っていただきました。先日、第1回が始まり、あと4回程度、予定しております。

具体的なメンバーです。利根中学校から学校長と、部活総括、水野先生。保護者代表としてPTAから3名。スポーツ協会から伊藤さん。少年団から篠塚さんです。生涯学習課から桜井課長、古山さん、逸村さん。学校教育課から中村課長。ウェルネスからは事務長の上原さん。文小学校からは前任の関川先生。事務局は、指導課の4人で事務局という形でやっております。

どこに何を頼むんだということですが、利根中学校に現在ある部活動を元に、ウェルネス、ワイワイくらぶ、スポーツ少年団それぞれの活動を踏まえて、今マッチングを図っているところです。

これまで話したようなことを先日、中学校のほうで説明会をさせていただきました。学校長、教育長、お話しいただいて、70名前後の保護者の方がお越しいただきました。今回、1・2年の保護者が対象になりますので、多くの方が来てくださったかなと思います。

アンケートは、インターネットのGoogleフォームというのでさせていただきました。手持ちの資料にもあるんですが、そちらは後で見ただけだと思いますが、こちらは生徒の調査だけになります。ただ、生徒も保護者も、まだ地域移行というものが何なのか、そこまではっきり分かっていないですので、このアンケートがどこまで信ぴょう性があるかと

というのは、まだ判断材料としては薄いというのをお含みおきいただければと思います。

今年は推進地域になっており、保険代であったり、指導者の謝金であったりは、お金を保護者のほうから集める必要はございませんので、みんなに参加してもらって、それを基に来年から地域部活動に参加するかの判断につなげてもらいたいと考えております。

先日の会議で、地域指導者、ウェルネスさんにご指導いただきたい部活動について提案させていただき、了承は頂きました。

剣道部に関しましては、昨年度、利根中学校で講師をされた方がやったださるという話を聞いております。

兼職兼業ありというのは、学校の教師のほうです。女子ソフトテニス、今不在ですが、ちょっとやってもいいかなと言ってくださっている教員もいるような状況です。卓球が今のところ地域指導者のほうが見つかっておりませんので、私も声をかけている状況ですが、いなければ、顧問のほうが兼職兼業で参加してくれるということで、基本的には全部の部活動が、兼職兼業を含めて地域移行に10月からできるのかなと考えております。

ウェルネスさんのほうですが、スポーツプロモーション実習というものが3年生のほうで授業としてあるということで、その単位取得の一つとして、こちらのほうに地域移行で参加してもらえるとということで、その場合は、謝金というのは発生しない形になります。なので、指導することによって、大学の教授がそのレポートとかを読んで、単位として認定していくという形になっています。

ざっとなんですが、説明のほうを終わりにさせていただきます。

○教育長（海老澤 勤君） ありがとうございます。

何かご意見、ご質問などありますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 先ほど、兼業兼職の先生が残業扱いで時間的に限定されるというのは、今モデルとしてやっている期間だけなのか、移行した後もですか。

○指導課（佐藤敏行君） 本来は45時間までにしてくださいというのが正直あるところですが、実質は、これを含めて70時間くらいまでというのを県は言っています。もし、それを超える中で兼職兼業というのであれば、その場合は兼職兼業をやらないでほしいということで。正直、利根中のほうも100時間を超えている職員も何人もいます。45時間以上の職員はたくさんいます。ですので、働き方改革というのが大きく出ている部分ですので、学校のほうには、学校の週の時間割等も工夫して、ほかの地域はやっているの、それと合わせないと意味がないのかなとお伝えしています。

何でかと申しますと、月3回土日が減ったとしても、3時間が3回だったら9時間しか減らない。見方によっては。なので、ほかも含めてやらないと、これは部活に当て込んでそういうふうに言っているんですけども、これだけでは残業時間は減らないのかなと考えているので。平日も含めて時間をどうしていくのかというところで、先生たちの働く時間を調節できて、また、子供たちもいろいろなスポーツをやる機会も増えればいいのかと思って

います。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。あと、部活動と言っているが、これまでの部活動ではないと、受益者がお金を払って習い事としてということで、強制的な活動ではないとあるんですが。僕も団体スポーツ出身なので、習い事に来る、来ないで、ちょっともめるような気はしているんですが、これはもう個人に任せるしかないという感じですかね。

○指導課（佐藤敏行君） そうです。私もおっしゃっていることはすごくよく分かるんですが、本当にその辺の気持ちを完全に変えなきゃいけないというようなことを言われているんですが、ただ、急には無理だと思うんですよ。段階的に変えていくしかないと思いますので、始まったからといって、急にすぱっと切り離すような、そんなふうには正直できないですし、子供も困惑してしまいますし、お互いぎくしゃくしてしまうと思うので。そのあたりは、最初はうまくやっていきたいというのが希望です。多分、現場も混乱しちゃうと思うんですよ。おっしゃっていることは、本当に課題の部分でもあるのかなと思うので、その辺うまく伝えて見据えていかないといけないなと思っているんですが、具体的に今、こうやりますとは言えないんですけれども。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） 佐藤さんがおっしゃったのは、私も同感だよ。スポーツは動く楽しさもあるけれども、バスケ、野球、サッカー、やっぱり勝つということが充実感だったり楽しさだったりというのがあると思うんだよ。

○委員（佐藤忠信君） そうですね。特にバスケットとかは、あうんの呼吸でというところがあるので、ちぐはぐになっちゃうと、パスも通らなくなったりするので、ちょっとそこは。

○指導課（佐藤敏行君） 県のほうもスポーツ庁も、勝利至上主義からの脱却とか、勝ち負けではないとかあって、全国大会も恐らく令和 7 年度まででなくなる流れですよ。なので、スポーツの勝って楽しいという醍醐味もあると思いますが、その辺もちょっともやもやもやしてしまうような感じで。

○委員（佐藤忠信君） 今、世界陸上が盛り上がり終わりましたけれども、400 のリレーが史上初 4 位に入ったという、もうちょっとだというところで。やっぱりああいうのを見ると、勝つことがそんなに悪いのかなという。励みがなくなってしまうような気がするんですよ。分かりました。

それから、利根中学校で保護者への説明会があったと思うんですが、会場の保護者の雰囲気はどんな感じだったんですか。

○指導課（佐藤敏行君） よく聞いてくださる方も多く、質問もたくさんあったんですけども、やはり非常に混乱されているので、PTA の保護者の方もよく分かっていないような状況なので、本当に何回も何回も丁寧にいろいろな機会でご説明申し上げないと、これは破綻するんじゃないのかなと思います。

持続可能性というのが今いろいろなキーワードで、それをしていくには、やはり保護者の理解や、始まってどうなるかというところも見られていくと思うので、これで本当に将来、

誰も参加しなくなったら、なくなっちゃうんですよ。

○委員（佐藤忠信君） 本当ですよ。

○指導課（佐藤敏行君） それでは意味がないので、そのあたり、本当に。ほかの地区さんも、何回も何回もやっても、なかなか理解が得られない場合もあると伺っているので、その辺うまく広報する必要があるかなと思っています。

○教育長（海老澤 勤君） 私も会議に参加させてもらったんですけども、どの部活が地域の方あるいは大学の学生に入ってもらおうかと、この時点でははっきりしていなかったんだよね。兼職兼業で教員が続けてやってもらえるのが、保護者さんとしては一番安心な、これまでと同じ形で。ただ、教員も異動があるので、ずっと同じ学校でというわけにはいかないと思うのでね。

○指導課（佐藤敏行君） この資料で、一番下に保護者様のアンケートもありますので、見ていただければと思います。

○委員（佐藤忠信君） 今のところ、分からないが結構ありますね。

○指導課（佐藤敏行君） 実態が分からないものに手を出すのは、ちょっと怖いという雰囲気があるのかなと。

○委員（佐藤忠信君） あとは、僕、前にも言ったと思うんですけども、ここのチームでは勝てないとか、地域移行になるとそういったところが出てくるのではないかと思います。今度、月謝を払うようになるとなればなおさら、何で勝てないのみたいな、もやもやしたものが出てきそうで。学校単位があれば、しょうがないかとなるんですけども、その辺がちょっと怖いと思うんですよ。

○教育長（海老澤 勤君） 発展的に、近隣の例えば龍ヶ崎とかも同じように進められると思うんだけども、例えば河内なんかも、中学生が一緒になってやるようなクラブになってくるかもしれないですね。

○指導課（佐藤敏行君） 広域に本当に広がって、極端な話ですけども、取手一中のバスケットの先生が取手二中で教えるとか、そういうことも普通に土日であり得るので、もっと広い地域になって、北相馬郡地域のバスケット指導者はこの人になりますとか、そういったレベルになっていくのかなと。ただ、数年後にはの話ですけども。

○委員（佐藤忠信君） そうなると、中学校に限らず、小学生も入ってくる。

○指導課（佐藤 敏行君） おっしゃるとおりです。本当に小学生であったり、高校生であったり、年配の方であったりとか、もっと大きな枠組みになっていくというのは想定されているんですが、どこまで一緒にできるかというのは、ちょっとまだ分かりません。

○委員（佐藤忠信君） 多分大変だと思います。小学生が入ってくると、指導者が教えるレベルを段階的に調整していくのが大変なのかなと感じますね。分かりました。

最後に、この最後の表の地域移行する部活動ということで、卓球とか、テニスとか担当者が決まっていないところですけども、地域総合型スポーツとか、あと、利根町の体育協会に加盟している社会人の卓球チームにお願いしたりできないものですか。

- 学校教育課長（中村寛之君） その話は出ていたんですけども、駄目でした。
- 委員（佐藤忠信君） 保護者の方でも、指導に関わってもいいよという方もいるので、そういう方を上手く誘えると良いですね。
- 指導課（佐藤敏行君） テニスは、もしかしたら町内の職員で元利根中勤務の先生から、やってくれるというお話が上がっています。あと、本当にいなかったら、もっと町に広報しまして募るという方法も、あるのかなと思っています。最終的には、本当に人物保証が大事だと思うので、誰にでも頼めるというわけではないというのが難しいのかなと思います。
- 委員（佐藤忠信君） やっぱり指導者は町内の方がいいということでしょうか。
- 学校教育課長（中村寛之君） 町内の人とは決めていないので、町外から来てくれるのであれば、可能だと思います。
- 指導課（佐藤敏行君） あとは、ほかに委託というのもあり得るので、いろいろな可能性を模索しているところです。
- 教育長（海老澤 勤君） ほかは、いかがですか。
石井委員。
- 委員（石井 豊君） これとは別で、昨日あたりテレビで文化部も地域移行にするということをやっていたんですけども、運動部と併せて文化部もやっていくとなると、また佐藤先生も大変だなと思います。
- 指導課（佐藤敏行君） おっしゃるとおりで、つい先日、文化部も出されまして、期間も令和5年度から7年度までにと同じですが、文化部は、より指導者を見つけるのが大変かなというのがあります。もうほかの地域では、文化部も一緒に進めているところもあるようです。
- 委員（佐藤忠信君） 文化部こそ、取手松陽高校が近くにあるから、音楽、美術、演劇部もあるし、打診してみるのも良いかと思います。
- 指導課（佐藤敏行君） 確かにおっしゃるとおりです。今のところ、運動部のみで動いていまして、文化部はまだ動いていませんので、そちらも同様に進めてまいりたいと思います。文化部の子と無所属の子についても、運動部の子と同様にアンケートは取っています。
- 学校教育課長（中村寛之君） 3枚目に、吹奏楽部と美術部等のアンケートが載っているので、話合いは既にしてしています。ただ、今回は運動部移行のモデル校となっているので、今回一緒に切り替えはできませんが、次のことも一応相談はしています。
- 委員（石井 豊君） たまたまニュースで、吹奏楽部の生徒が取材を受けていて、その時に、専門的な人が指導者として来れば、さらに技術向上になるんじゃないかというような話をされていました。
- 指導課（佐藤敏行君） 運動部もそうですが、石井委員がおっしゃるように、自分が習ったことのない部活で顧問になっていることももちろんありますので、できる人に教えてもらえるというのは良いことだと思います。
- 委員（石井 豊君） だから、人材の確保が一番大変ですよ。

○指導課（佐藤敏行君） おっしゃるとおりです。

○教育長（海老澤 勤君） 巻島委員。

○委員（巻島 久君） 将来的には、平日も教員が関わらないようにという流れの一環でしょうか。

○指導課（佐藤敏行君） そうです。

○委員（巻島 久君） そうすると、技術だけじゃなくて、子どもたちの人間関係にも配慮することが指導員に求められますよね。

アンケートの回答で不安や検討中の回答が多いので、子どもたちは何に対して不安なのかとか、どういう活動を求めている子が多いのかというところを深掘りして調べた後、今度は指導者に対して、子どもたちの欲求やそれぞれが抱えている心配事を伝えていかないと、教える側も技術的なことだけを教えればいいのか、人間関係まで配慮しなければいけないのかとか、困ってしまうと思うんですね。

子どもたちの率直な気持ちをもう少し深く掘り下げて調べてみて、配慮すべきことなどを指導者にお伝えしているなら、保護者の方も地域部活動の参加を応援しようとなるんじゃないかと思います。

○指導課（佐藤敏行君） そうですね。

○委員（巻島 久君） だから、このままで行くと、外部指導者に土日の指導を期待していないということにもなると思うんですね。外部指導者に何を期待したいのか、どんなことをやってもらいたいのかというのをもうちょっと深掘りする必要があるのかなという感じでは聞きました。

○指導課（佐藤敏行君） 分かりました。これ、研究ですので、何回かアンケートを取って行って、気持ちがどう変わったかというのを県に報告しなきゃいけない部分もあります。なので、おっしゃったように、もうちょっと、もっと深い部分での考えを聞いて取り組んでいかないといけないなと思います。

ただ、すごく難しいのは、勝ち負けにこだわらないということなんです。県の説明によると、求めているのは、中レベルから下くらいのレベルの子という話なんです。なので、それより上のレベルの子たちは、例えば、本当にサッカーがやりたかったら、サッカースクールのような場所に行くことを想定していて、地域部活動は本当に習い事という感覚でやってほしいということなんですよね。なので、教える側も、スポーツやれて楽しいとか、親しむというのを主でやるという形でとされているところです。

○委員（巻島 久君） 土日はね。

○指導課（佐藤敏行君） そうです。

○委員（巻島 久君） でも、ゆくゆくは全面移行を考えているということは、中体連が主催する大会も将来はなくして、競争心をあおるようなことはしないと、技術力、競技力の向上とか、本当の意味で、その競技の、特性に触れる、勝つ喜びを感じるのは、なかなか難しいと思いますね。対象者が小中学校と高校生なんかでレベルが全然違いますものね。

○委員（佐藤忠信君）　そうですね。

○委員（巻島　久君）　難しいなと思いますね。裾野を広げるところを中心に持っていくというのは、口で言うのは簡単ですけども、ずっと維持するのは難しいですよ、そこに行っても強くないからいいやと思う子も出てくるね。

○指導課（佐藤敏行君）　今年はやらないんですけども、地域移行の場合は、例えば、普段男子バスケ部の子が、休日にサッカーや野球をやるのもオッケーです。吹奏楽部の子が休日は剣道に行くとか。今年は許可しないんですけども、そうなっていきます。競技志向でやってきた方からすると、何だこれと思う部分はあるのかなと思います。

○委員（佐藤忠信君）　今アンケートをざっと見ましたが、子供たちは、やはり大会や試合で勝ちたいとか、体力・技術を向上させたい、チームワークを学んだり、友達と楽しく活動したりしたいというところが大きいところがあり、親としては、チームワークや協調性を身につけさせたい、社会性、挨拶・礼儀、学級とは別の人間関係ができたらいいなと、やっぱり社会的なもの、子供の成長的などころを目指しているということで、このギャップをどう埋めるかというのは、なかなか難しいかもしれないですね。

○教育長（海老澤　勤君）　でも、スポーツの良さって、社会性を伸ばしたり、協調性を身につけたりというところがあるよね。

きりが無いと思うので、一旦ここで教育委員会としては区切りにしたいと思うんですが。後日、また報告をお願いします。

○教育長（海老澤　勤君）　長時間にわたって、ありがとうございました。以上で令和4年7月の教育委員会を閉会といたします。

午後4時55分閉会